

令和5年度 第3回 小平市介護保険運営協議会 会議要録

1	開催日時	令和5年8月24日（木） 午後2時00分～午後4時00分
2	開催場所	福祉会館 4階 小ホール
3	出席委員名 (敬称略)	井上斉、上地洋子、上原健嗣、小栗作郎、小林美穂、清水太郎、下村咲子、福井直枝、星辰郎、御厨玲子、渡邊浩文（11名）
4	配付資料	<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度 第3回小平市介護保険運営協議会 会議次第 (2) 資料1 地域密着型サービス事業所の指定更新について (3) 資料2 小平市地域包括ケア推進計画の策定について（案） (4) 資料3 小平市地域包括ケア推進計画 令和4年度の進捗状況 (5) 資料4 令和4年度地域支援事業概要 (6) 資料 5-1 令和5年度小平市地域包括支援センター活動報告（4月～6月） (7) 資料 5-2 令和5年度小平市地域包括支援センター（中央センター）基幹型の活動報告（4月～6月） (8) 資料6 令和5年度小平市地域ケア会議実施報告（4月～6月） (9) 資料7 総合事業の事業者指定の状況について (10) 資料8 介護保険料の遡及賦課について
5	傍聴人数	1名
6	次 第	<ul style="list-style-type: none"> 1 協議・検討事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型サービス事業所の指定等について（資料1） (2) 小平市地域包括ケア推進計画の策定について（資料2） 2 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 小平市地域包括ケア推進計画 令和4年度の進捗状況について（資料3） (2) 令和4年度地域支援事業概要について（資料4） (3) 令和5年度小平市地域包括支援センター活動報告について、小平市地域包括支援センター（中央センター）基幹型について（4月～6月）（資料5-1、5-2） (4) 令和5年度 小平市地域ケア会議について（4月～6月）（資料6） (5) 総合事業の事業者指定状況について（資料7） (6) 介護保険料の遡及賦課について（資料8）

1 協議・検討事項

(1) 地域密着型サービス事業所の指定等について

(事務局より資料1に沿って説明)

[質疑応答]

なし

(2) 小平市地域包括ケア推進計画の策定について

(事務局より資料2に沿って説明)

[質疑応答]

委員：介護予防リーダー及び認知症支援リーダーの募集はどのような方法によるものか。また、現役世代に対しては、どのように参加を呼び掛けているか。

事務局：市報の他、市の実施する介護予防や認知症関連の講座等の参加者に参加を呼び掛けている。また、実態把握調査のアンケート回答を基に、興味を持っていただいた方に対し、案内を送付するなどしている。

委員：特別養護老人ホームの申込者数について、現在調査中のようなものであるが、過去3年間の推移はどのようになっているか。

次に、特別養護老人ホームの整備目標について、過去の計画から継続して取り組んでいると思われるが、最初の計画時から見たとき、現在の進捗状況はどのようになっているか。

また、特別養護老人ホームの整備について検討する際、申込者数以外に考慮する点はどのような事があるか。

事務局：特別養護老人ホームの申込者数について、令和2年度では329名、令和3年度は335名、令和4年度は263名となっている。令和元年度から2年度にかけて3施設を開所したことから、申込者数は減少傾向になっていると捉えている。

特別養護老人ホームの整備目標について、令和元年度から計画期間である第7期計画において、当時612名の定員を令和7年度までに300名増加させ、912名とする中期的な目標を設定した。現在、目標達成に向け順調に推移しており、令和7年度までに336名増加の948名の定員となることが想定されることから、目標を超える整備ができていると捉えている。

特別養護老人ホームの整備について、アンケート結果において、在宅サービスを利用している方の多くが、引き続き自宅での生活を希望していることから、在宅サービスの充実の観点も重要と考えている。

また、市が実施する特別養護老人ホームの施設長会議において、施設側から、申込者は一定数いるものの、実際の入所の段階になると、申込者から「まだ自宅で生活したい」「在宅サービスで十分生活できる」など、入所を保留する方もいることを伺っている。

以上より、市では申込者数だけではなく、利用意向等の情報収集に努め、慎

重に検討したい。

副会長：アンケートでは、在宅サービスを望む声が多かった。そこのバランスが重要と考える。

委員：在宅サービスを希望する方の中には、経済的理由によりやむを得ない方もいると思うが、その点はどのように捉えているか。

事務局：特別養護老人ホームについては、新規に整備する場合において、国の方針により、多床室ではなくユニット型にて整備することとなる。そのため、介護報酬の算定上、利用料金が高くなる傾向にある。利用者におかれては、金額やサービス内容等を比較衡量した結果、施設への入所ではなく、在宅サービスの継続を望まれる方もいるものと捉えている。

委員：チームオレンジの活動は、拠点として認知症カフェが必要なものなのか。

また、チームオレンジの支援の対象となる方は、何人程度を想定しており、実施個所数を5か所とした場合に、対象者のうち何割程度が実際に支援を受けられる見込みなのか。

チームオレンジの活動により、認知症予防において、どの程度の効果があるものか試算等はしているのか。

事務局：チームオレンジの活動拠点は、必ずしも認知症カフェに限られるものではないが、既存の認知症カフェを活用することも方法の一つである。

チームオレンジとは、認知症サポーターが正しい理解を得たことを契機に自主的に行ってきた活動をさらに一步前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための取組であり、具体的な人数は試算していない。

また、実施個所数を5か所としていることについては、地域包括支援センターが各圏域で1か所ずつ実施する想定である。

委員：チームオレンジの活動の主体となるのは誰か。また、すべてをボランティアでまかなうのか。その場合に、人員は集まるのか。

事務局：認知症地域支援推進員がチームオレンジの立ち上げの支援や地域体制の構築を行う。また、ステップアップ講座を受講しているチーム員である、認知症支援リーダー等が中心となって活動を行う。チームオレンジによる支援はボランティアで行うことが望ましいとされている。

委員：地域体制の構築というのは、活動場所1か所につき1人のコーディネーターにより行うものなのか。

事務局：コーディネーターは活動場所1か所につき1人であり、その役割は、各地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員が担う。

委員：認知症カフェとチームオレンジとの関係性はどのようなものになるのか。

事務局：認知症カフェを活用したチームオレンジでは、認知症の方の意見等を聞きながら、困りごとなどへの個別支援を実施するための体制を整えていく。

委員：認知症については、本人や家族よりも周囲の人間のほうが気づくこともあるかと思う。そのため、認知症の気づきのためにも通いの場などの居場所づくりは重要である。また、認知症となつてからの居場所や相談の場について、本人へのサポート等の面から、自宅から歩いて行ける距離にあることが望ましく、より多くあったほうがよいと思う。

認知症に関する相談機関は専門性が求められると思う。これまでは地域包括支援センターに相談することが常であったが、チームオレンジの立ち上げに伴い、地域包括支援センター以外に5か所の専門的な相談機関が設置されるという理解でよいか。

事務局：チームオレンジは、そのものが専門性を有した機関というわけではなく、本人や家族からの相談内容に応じた支援につなげていくための仕組みのことを言う。その中で、関係者間で連携を取り、より専門性の高い機関へのつながりが必要となれば、地域包括支援センター等につないでいくこととなる。

委員：チームオレンジの実施個所数が目標となるのはなぜか。認知症施策における手段ではないのか。

また、地域のコミュニティづくりに関することは、市の市民協働・男女共同参画推進課が所管しており、本計画において地域づくりについて記載しているが、同課は策定に関わっているのか。

事務局：チームオレンジの実施個所数の数値目標は、結果目標ではなく行動目標として捉えており、認知症施策を推進するための指標としている。

本計画の策定にあたり、小平市地域包括ケア推進計画策定調整会議を設置しており、市民協働・男女共同参画推進課を含め、関係各課の意見を伺い、調整をしながら計画の策定を進めている。

委員：認知症の方は、生活に非常に多くの不安を抱えている方が多く、居場所としての認知症カフェは非常に有効だと思う。チームオレンジには、地域の中での認知症高齢者の実態把握や地域住民への認知症の理解を得るような役割を期待したい。

委員：認知症カフェに遠くて行けない方のために、場所を変えて開催する移動型認知症カフェが開催されていたり、行政ではできないような支援をボランティアの方が実施していたりと、非常に活発に取り組んでいる地域がある。

認知症については、早期発見が重要であり、そのためにも介護職や医療職、地域住民等が一丸となって適切なケアができるような体制の構築が必要だと思う。

委員：先日、認知症本人交流会の活動に参加し、チラシを配布するなど広報に注力したものの、来場したのは2人だけという回があった。このことから、ただ相手側からの参加を待つだけでなく、活動について周知した上で、主催者側から積極的に出向いていく必要があると感じる。

会長：チームオレンジについて幾つか先行事例を見ると、地域のそれまでの取組や特色を活かしながら進めている活動が多いように思う。また、認知症施策推進大綱に

においては、認知症になって生きづらさを感じるような社会を変えていくといった内容が、施策の中に組み込まれている。地域共生社会の実現においては、支援する側とされる側といった垣根を取り除く必要があるという考え方がある。そうした考えを盛り込みながらチームオレンジの活動を進めていくとよいだろう。

チームオレンジによる支援がボランティアで行うことが望ましいとされることについては、先行する施策として、認知症サポーターといったボランティアによる活動に基づいた施策があり、その活動をより一層推進させたものといったところから来ている面もあるのだろう。

認知症施策は重層的なものであることから、何か一つあれば全て解決ということはないものの、支援する側とされる側といった隔たりを無くし、同じチームの一員として、市の強みや特色を発展させていくことは、共生というような認知症バリアフリーの取組の中では、大きな一歩となるだろう。

認知症施策推進大綱においては、「共生」と「予防」の二つの柱がある。この「予防」には、「認知症にならない」という意味だけでなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味がある。それを踏まえ、チームオレンジをどのように機能させていくのが課題となると思われる。

委員：現在、地域包括支援センターとしてチームオレンジの活動に取り組んでいる。チームオレンジは、必ずしも認知症カフェに紐づくものではなく、認知症地域支援推進員や認知症支援リーダーを中心に地域の高齢者の認知症を支えていくというシステムを作るものである。活動においては、まず拠点を作った上で行うというところから、本計画の目標数値として実施個所数が掲げられている。その上で、自分たちの住んでいる地域において、認知症の本人やその家族への支援がどこまでできるかということをお互いに話し合い、自分たちのできることを考えていきながらそうした人たちを支えていくチームを作っていく必要がある。

拠点について、次期計画における数値目標の実施個所数である5か所で足りるかということについては議論があると思うが、拠点づくりは簡単なものではなく、まずは、オレンジカフェなどの既存の仕組みを活用しながら整備を進め、より多くの方を支えられるよう取組を進めたい。

委員：チームオレンジについて、計画書においては、わかりやすいよう図示していただきたい。

2 報告事項

(1) 小平市地域包括ケア推進計画 令和4年度の進捗状況について

(事務局より資料3に沿って説明)

[質疑応答]

なし

(2) 令和4年度地域支援事業概要について

(事務局より資料4に沿って説明)

[質疑応答]

なし

(3) 令和5年度小平市地域包括支援センター活動報告について、小平市地域包括支援センター(中央センター)基幹型について

(事務局より資料5-1及び5-2に沿って説明)

[質疑応答]

なし

(4) 令和5年度 小平市地域ケア会議について

(事務局より資料6に沿って説明)

[質疑応答]

なし

(5) 総合事業の事業者指定状況について

(事務局より資料7に沿って説明)

[質疑応答]

なし

(6) 介護保険料の遡及賦課について

(事務局より資料8に沿って説明)

[質疑応答]

委員：本件における責任の所在は、市にあるのか、またはシステムの委託業者にあるものか。また、このことによる罰則は生じるものか。

事務局：責任の所在について、原因となった本システムの設計は、法改正に合わせ、国とシステムベンダー連合会が調整をした上で、各自治体のシステムに反映したものである。そのため、市又は委託業者のどちらかに責任があるということは一概には言えない。したがって、本件に係る罰則は設けていないものの、不利益が生じた市民に対しては、市の負担により、利息相当額と合わせて過大徴収分を返還することとした。